第八条第一項第八号」に改め、同項第九号中「附則第九条第一項第十八号」を「附則第八条第一項第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

十　東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の受入れを実施しない道府県について、広域処理の受入れを検討するために要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

附則第十一条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十二条第一項各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第一号中「第一回特例省令第二条第一号ホ、第二回特例省令第二条第一号ホ及び附則第十条第一項第六号」を「附則第九条第一項第一号」に改め、同項第二号中「調査した額」の下に「から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額」を加え、同項第三号中「附則第十条第一項第七号」を「附則第九条第一項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十条第一項第十二号」を「附則第九条第一項第四号」に改め、同項第五号中「附則第十条第一項第十三号」を「附則第九条第一項第五号」に改め、同項第六号中「附則第十条第一項第十四号」を「附則第九条第一項第六号」に改め、同項第七号中「附則第十条第一項第十五号」を「附則第九条第一項第七号」に改め、同項第八号中「附則第十条第一項第十六号」を「附則第九条第一項第八号」に改め、同項第九号中「附則第十条第一項第十七号」を「附則第九条第一項第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十二条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条を附則第十一条とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の特別交付税から適用する。

○総務省令第十八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

総務大臣　新藤　義孝

地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「平成二十五年三月に決定し、交付する平成二十四年度分」の下に「（第四項及び第五項において「三月分」という。）」を加える。

第一条第二項中「平成二十五年度分」の下に「（第四項及び第五項において「三月分」という。）」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十三年十月十四日の閣議決定「平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用について」に基づき予備費を使用して交付される中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金を受けて施行する事業（国において平成二十四年度に繰り越された補助金に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

第一条第二項第七号の表を次のように改める。

区　分	率
水道事業に係るもの	○・一○
簡易水道事業に係るもの	○・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの	○・六○
分流式の公共下水道事業に係るもの	
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・七○
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・六○
処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・五○
処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・四○
処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	○・三○
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	
市場事業に係るもの	○・七○
	○・五○

第一条第二項第九号の次に次の四号を加える。

九の二　別表三の項に掲げる平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

九の三　別表四の項に掲げる平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

九の四　平成二十四年十月二十六日の閣議決定「平成二十四年度東日本大震災復興特別会計予備費使用について」に基づき予備費を使用して交付される中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金を受けて施行する事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

九の五　平成二十四年十一月三十日の閣議決定「平成二十四年度東日本大震災復興特別会計予備費使用について」に基づき予備費を使用して交付される災害救助費等負担金を受けて施行する事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

第一条第二項第十一号中「第七号」を「次」に改め、同号に次の表を加える。

区　分	率
水道事業に係るもの	○・一○
簡易水道事業に係るもの	○・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの	○・六○
分流式の公共下水道事業のうち、雨水を排除するための事業（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）による地盤沈下に伴い必要となった事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水対策事業」という。）に係るもの	一・○○
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・七○
処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・六○
処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・五○
処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・四○
処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	○・三○
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	
市場事業に係るもの	○・七○
	○・五○